

大阪市行政財産使用許可書

大阪市指令都整管第 号
令和 年 月 日

使用者 住所
氏名 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：都市整備局住宅部管理課)

令和 年 月 日付けをもって申請のあった本市都市整備局管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

(使用物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「使用物件」という。）は、次のとおりとする。

所 在
名 称
面 積 m^2 (区画)
使用部分 詳細別図のとおり

(用 途)

第 2 条 使用者は、使用物件を時間貸・月極貸又はカーシェアリングの用に供するものとし、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 時間貸・月極貸又はカーシェアリングを運営するための施設の維持管理を行うこと。なお、運営に必要と認められる業務経費の一切は、使用者の負担とすること。
- (2) 別紙位置図により本市及び本市が指定するもの（以下「本市等」という。）が指示する範囲（以下「運用予定範囲」という。）の清掃・除草・剪定を行うこと。
- (3) 時間貸・月極貸又はカーシェアリングの運営に伴い発生する利用者や近隣住民からの苦情や事故並びに機器故障等については、使用者が速やかに対応し、本市等に文書にて報告すること。
- (4) 落書きや廃棄物の不法投棄など土地の維持管理については、使用者が行うこと。
- (5) 使用物件並びにブロック塀、ネットフェンス及び外灯などの運用予定範囲内及びその周辺の本市設置物が破損されないように運用予定範囲にバリカーや防護柵を設置するなどの安全対策を講じること。なお、安全対策にかかる一切の費用は使用者の負担とする。

- (6) 使用物件又は上記本市設置物が破損した場合は、使用者の責任において至急撤去等の安全対策を行い、本市等へ文書にて報告すること。また、使用者（利用者を含む）が上記本市設置物を破損した場合は、速やかに補修を行うこと。ただし、上記本市設置物の補修については使用者及び利用者のいずれの帰責事由にも基づかないものは除く。なお、補修・撤去等にかかる一切の費用は使用者の負担とする。

(使用期間)

第3条 使用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、前条で定める用途に供するための準備行為に係る期間を含むものとする。

- 2 使用者は、前項に掲げる使用期間の満了から1年以内の期間で更新することができる。ただし、更新後の使用期間満了日は、令和8年10月31日を経過しないものとし、月当たり使用料の変更はできないものとする。
- 3 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けない場合には、期間満了日の4か月前までに、書面にて更新しない旨の意思表示を行うこと。
- 4 使用期間満了後、引き続き使用の許可を受けようとするときは、期間満了日の30日前までに、書面にて申請しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、総額 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、本市が別途発行する納入通知書により納期限までに納入しなければならない。

- 2 既納の使用料は、第10条第1項第1号の場合を除き、還付しない。

(保証金)

第5条 保証金は免除する。

(延滞金)

第6条 納期限までに使用料を納入しない場合において、督促状の指定期限までに納入しないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例に基づき計算した延滞金を納入しなければならない。

(経費の負担)

第7条 使用者は、使用物件の維持保全のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を本市の指定する期日までに納入しなければならない。

(使用上の制限)

第8条 使用物件は、善良なる管理者の注意をもって維持保有しなければならない。

- 2 使用者は、本市の許可なく使用物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。
- 3 使用者は、使用物件について修繕、模様替えその他原状を変更しようとする行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けなければならない。

(第三者の使用の禁止)

第9条 使用者は、使用物件を他のものに使用させ、又は担保に供してはならない。但し、使用物件に公衆又は自動車の通行の用に供する通路等が含まれる場合は、使用物件を占有してはならず、また他のものの通行の妨げになる行為をしてはならない。

(使用許可の取り消し又は変更)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

- (1) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合
- (2) 使用者がこの使用許可書の各条項に違反したとき

(3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消す。

(1) 使用者が大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

(2) 大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるとき

3 前2項の場合において、使用者は当該取り消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。

(原状回復)

第11条 使用許可を取り消したとき又は使用期間が満了して引き続き使用を許可しないときは、使用者は、自己の費用で、市長の指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市長がこれを行って、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者は何らの異議を申立てることができない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用者及び利用者のいずれの帰責事由にも基づかないものは除く。なお、使用物件を原状に復した場合は、損害賠償の責めを負わない。

2 使用物件の使用に起因し第三者に損害を及ぼしたとき、使用者の責任において損害を賠償しなければならない。

3 前2項に定める場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費並びに修繕費等の必要費及びその他の費用を請求しないものとする。

(実地調査等)

第14条 市長は、使用物件について随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第15条 本許可の各条項に関し疑義があるときその他使用物件の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(不服申立ての教示)

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。